

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和6年9月13日（金曜日）
午前10時開会 午前10時50分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

(1) 議案の審査

- 議案第58号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 土浦市税条例の一部改正について
- 議案第71号 乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結について
- 議案第72号 乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について
- 議案第73号 乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結について
- 議案第74号 財産の取得について（荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入）
- 議案第77号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

(2) その他

- 4 閉会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	目黒	英一
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

説明のため出席した者（31名）

市長公室長	山口 正通
総務部長	塚本 哲生
市民生活部長	水田 和広
消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	堀本 良博
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行政経営課長	天貝 健一
D X推進課長	土田 俊紀
財政課長	瀬古澤 時人
広報広聴課長	富田 知伸
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
議会事務局次長	元川 宏
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	佐野 善則
教育総務課施設係長	稲葉 智之

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（1名）

○奥谷委員長 ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項（１）議案の審査に入ります。議案第５８号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○土田DX推進課長 議案第５８号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。資料につきましては、サイドボックス、総務市民委員会、令和６年、９月１３日開催フォルダの資料１をお開きください。はじめに、本条例は、マイナンバー、個人番号の利用並びに特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めたものでございます。本条例の一部改正に当たりましては、二つの法律の公布によりまして、二つの現行法に改正がございましたので、本条例の関連する箇所等につきまして、整理を行うものでございます。一つ目でございます。１、改正の趣旨の一段落目、令和６年４月２４日に公布されました生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律によりまして、生活保護法の改正がございました。生活保護法の改正では、一部文言が修正されたことによりまして、当該文言を引用してございます本条例の該当箇所の改正を行うものでございます。２、改正の内容の（１）にございます「進学準備給付金」から「進学・就職準備給付金」となり、別表の改正を行うものでございます。また、教育委員会学務課主管となります就学援助に関する事務におきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定された法定事務以外のものとなります。マイナンバー、個人番号を利用して、特定個人情報の提供を受けます本市の独自利用申請となりますので、本条例に明記する必要がございました。資料①のイをお開きいただきたいと存じます。こちらの案文、中段以降に記載してございますとおり、教育委員会の就学援助に関する事務である旨を新たに別表に加えるものでございます。学校教育法第１９条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされております。３施行日でございますが、本条例の公布の日からとさせていただきたいと存じます。資料①のアにお戻りいただきたいと存じます。つぎに、二つ目でございます。１改正の趣旨の二段落目、令和６年６月７日に公布されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（デジタル社会形成基本法等の一部改正法案）によりまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の改正がございました。マイナンバー法の改正におきましては、新たな条項が追加されますことから、本条例が引用しております箇所に条項ずれが生じますので、改正を行うものでございます。２、改正の内容の（２）でございますが、第２条の第３号から第５号におきまして、記載のとおり、条項ずれの整理を行うものでございます。第２条第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、第２条第４号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、第２条第５号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改めることといたし

ます。3 施行日につきましては、申し訳ございませんが、資料①イをお開きいただきまして、下段、付則にございますとおり、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日からとなります。施行期日につきましては、令和6年6月7日の公布の日から起算しまして、1年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。4、その他でございますが、独自利用申請により、マイナンバーを利用して就学援助事務を県内3市において実施してございます。古河市・石岡市・潮来市で、本市は、4番目となります。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第58号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり決しました。つぎに、議案第59号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**田中課税課長** 資料の2をお願いいたします。議案第59号土浦市税条例の一部改正について説明させていただきます。今回の改正につきましては、令和6年度の税制改正により、施行期日がこれから到来するものを議案として上程させていただくものでございます。それでは、資料の1ページをお願いいたします。1番の改正の内容について、

(1)の個人市民税関係から説明させていただきます。今回の改正としましては、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う改正でございます。公益信託の制度の改正に伴い、所得税法において寄附金控除の対象として、信託銀行などの公益信託への寄附が追加されたことに伴い、地方税法も併せて改正されました。それに伴い、個人市民税の寄附金控除の規定についても併せて改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。つづきまして、

(2)の固定資産税関係でございます。私立学校法の改正に伴う改正につきましては、私立学校法の改正に伴う地方税法の改正に合わせて、市税条例においても引用している私立学校法の条項ずれの改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、令和7年4月1日となります。2ページをお願いします。最後に(3)の各種税関係でございます。マイナンバー法に関連する改正につきましても、マイナンバー法の改正に伴う地方税法の改正に併せて、市税条例においても引用しているマイナンバー法の条項ずれの改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上等

の一部を改正する法律の施行の日となります。3ページから4ページが改正する条例案でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第59号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり決しました。つぎに、議案第71号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料3、議案第71号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてでございます。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例、第2条予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。名称は、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事でございます。工事場所は、土浦市乙戸南二丁目地内、建物の概要ですが、この度工事を行う現在の建物は、校舎棟、屋内運動場棟及びその間の渡り廊下、いずれも昭和59年築、築後40年経過した建物でございます。工事の目的としましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場は、昭和59年の竣工から40年が経過し、老朽化が著しいことから、令和3年3月に策定した土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。なお、長寿命化改良工事とは、単に不具合を直し、原状回復する大規模改修ではなく、建物の機能や性能を、現在の学校が求められている水準まで引き上げるために、建物全体を改修するとともに、機能向上を目的とする改修でございます。工事内容は、校舎棟の外部は屋根、ひさし及びバルコニー防水・樋改修、外壁改修、建具改修、屋外トイレ防水改修などでございます。校舎棟の内部は、内部改修、建具改修、塗装改修、仕上げ改修、昇降機設置(杭基礎)ほか、屋内運動場棟の外部は、屋根、樋改修、外壁改修、ひさし上防水改修などでございます。屋内運動場棟の内部は、内部改修、建具改修、多目的トイレ設置などでございます。校舎棟から屋内運動場棟への通路である渡り廊下については、屋根、腰壁・樋改修、塗装改修などでございます。契約金額は、8億6,790万円、契約の相手方は、山本工務店・折本工業の特定建設工事共同企業体、代表構成員は、土浦市東崎町本社の山本工務店でございます。契約の方法は、8月7日に一般競争入札にて執行し、翌日8日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後、締結となります。次ページをお願いいたします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、1共同企業体2社から応募がございました。予定価格については、左下に記載の税抜きで7億9,565万円、落札率は、99.16%でございました。サイドボックスを一つお戻りいただいて、資料3、4、5別添②の乙戸小学校工事履歴を御覧ください。こちらは、事前委員会にお

いて、篠塚委員より依頼のあった資料でございます。平成26年度から令和5年度までの乙戸小学校の校舎棟・屋内運動場の大規模な工事内容でございます。上の表は、年度毎の工事件名、契約額、工期、主な工事内容でございます。下の表は、この度の長寿命化改良工事における実施工事との整合表でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 競争相手も少ない、ここの1社だけ。大体こういう大型契約というのは、参加人数は少ないんですか。それと落札率99.16%、どちらかといえば、少ないほうだよ、99.16%でも。この辺はどうなんですか。

○皆藤管財課長 こちらの参加業者の数というのは、一般競争入札でやってございますので、入ってくるかというのが、多いか少ないかというのは申し上げられません。また、落札率につきましても、こちら予定価格のほうは公表してございます。その中での競争になりますので、設計のほうがしっかりしてくれば、落札率のほうも、ある程度は高止まりになってくることもあるかと思えます。以上でございます。

○古沢委員 大型契約の場合には、参加業者が少ないというのは、もう、これはこういう流れでしょう。

○皆藤管財課長 大型案件につきまして、多いか少ないかといいますと、そちらのほうにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、入札の公告等を見て、参加してくる業者がおりますので、それが多いのかどうかということについては、なかなか判断しづらい部分ではあるかと思えます。

○古沢委員 例えば、この件に関しては、入札の資格のある対象の企業体というのは、どのぐらいだったんですか。

○皆藤管財課長 今こちらに細かい資料はございませんので、後ほどお示しさせていただければと思います。

○篠塚委員 工事履歴のほう、ありがとうございます。屋内運動場なんですけど、前の改修工事を実施してから8年ですかね。それで、下の欄に、当時落下防止のみ実施し、老朽化した設備類は撤去新設と書かれているんですけど、老朽化してしまったわけですかね、8年ぐらいで。

○稲葉教育総務課施設係長 老朽化した設備というのは、スピーカーや放送設備関係、消防設備などかございます。そういったものは、当時はそのまま、更新はしておりません。ですので、もう既に20年とか、または40年近く経っているものの中にはあるかと思えます。そういったものは更新をするということになります。

○篠塚委員 ありがとうございます。この乙戸小学校を全面改修工事に近いものなんですけど、この工事を終了したら、今後何年ぐらい、持たせるようなことになっていきますでしょうか。

○稲葉教育総務課施設係長 土浦市の学校長寿命化計画、鉄筋コンクリート造は80年持たせるという計画がございます。ですので、乙戸小学校は40年が経過しておりますので、あと40年使用することを考えております。計画の中では、20年ごとに大きな改修、今回の改修は長寿命化で、次の20年後は予防改修と称しまして、特に、外壁

と屋上防水を改修して、60年目を迎えるというふうに考えております。

○篠塚委員 今回の三つの工事があるんですけども、工事完了後の保証期間というのかな、もし、何かあった場合の保証期間というのは、それぞれ何年ぐらいになるのでしょうか。

○稲葉教育総務課施設係長 工事の契約約款上は2年がいわゆる瑕疵期間でございますが、重大な瑕疵、例えば雨漏りなど、そういった瑕疵に関しましては、10年という規定がございます。中には、メーカーのほうで機器類が1年しか保障できないなど、そういったものもございます。

○篠塚委員 今回の入札はそういうものも案件の中に入って入札ということによろしいですね。

○稲葉教育総務課施設係長 おっしゃるとおりです。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

○皆藤管財課長 古沢委員からの先ほどの御質問にお答えいたします。入札の予定業者ということだったんですけども、こちらJVでございますので、まず親のほうにつきましては、想定では4社程度、それと、子のほうになるんですが、こちらにつきましては、全体で13社を予測しております。

○奥谷委員長 古沢委員、先ほどの件についてよろしいですか。

○古沢委員 はい。

○奥谷委員長 それでは、ほかにもございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第71号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり決しました。つぎに、議案第72号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。資料4、議案第72号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件につきましても、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページからお願いいたします。名称につきましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事、工事場所は、土浦市乙戸南二丁目地内、建物の概要、工事の目的は、議案第71号の建築主体工事と同様でございます。工事内容は、校舎棟は、高圧受変電設備工事、幹線設備工事、電灯動力設備工事、弱電設備改修工事、動力設備工事、電灯コンセント設備工事などがございます。屋内運動場棟は、幹線設備工事、電灯コンセント設備工事、放送設備工事、ローカル放送設備工事、防犯用インカム設備工事などがございます。契約金額は1億8,353万5,0

00円、契約の相手方は、土浦市卸町本社の株式会社星総合設備、契約の方法は、7月19日に一般競争総入札にて執行し、7月24日に仮契約を締結しております。本契約については、議会の承認後、締結となります。次ページをお願いいたします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、2社から応札がございました。予定価格については、左下に記載の税抜きで1億6,743万、落札率は、99.65%でございました。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 契約とは関係ないんですが、新築や修繕も含めて、大体国からの補助金の割合というのはどのくらいなんですか。

○稲葉教育総務課施設係長 文科省の補助が交付金としてこの長寿命化工事に入っております。おおむね3分の1の補助が入っております。ただし、文科省で決めた補助単価というものがございまして、我々の積算の平米単価に比べると金額的には低いものですから、この契約金額の完全に3分の1というところまではいかないというところになります。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第72号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり決しました。つぎに、議案第73号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。資料4、議案第73号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条、予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものです。1ページをお願いします。名称は、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事、工事場所は、土浦市乙戸南二丁目地内、工事を実施する建物の概要と工事の目的は、議案71号、72号と同様でございます。工事内容は、衛生設備器具改修工事、屋内外給排水設備改修工事、消火設備改修工事、空気調和設備改修工事、換気設備改修工事、ガス設備改修工事契約金額は、2億517万2,000円、契約の相手方は、土浦市高岡に本社の山田空調設備株式会社、契約の方法は、7月19日に一般競争総入札にて執行し、7月24日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後、締結となります。次ページをお願いします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、3社から応札がございました。予定価格については、左下に記載の税抜きで1億8,708万円、落札率は、99.69%でございました。なお、こちら資料3、4、5別添①というところに、事前委員会でも説明させていただいたんですが、工事の

資料等が入っておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第73号乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり決しました。つぎに、議案第74号財産の取得について、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入を議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 資料の6をお願いいたします。議案第74号財産の取得について、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入でございます。こちらの案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の議会の議決をしなければならない、予定価格が2,000万以上の財産の取得、こちらに該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。1ページからお願いいたします。名称につきましては、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入、契約金額につきましては、7,491万円でございます。契約の相手方は東京都八王子市に本社を有する日本機械工業株式会社本社営業部でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。それでは、内容について説明させていただきます。2ページからお願いいたします。2番の納入場所につきましては、土浦市消防本部でございます。3番の期間につきましては、こちら納期でございますが、議会の議決を得た日の翌日から令和7年3月21日まででございます。6番の契約方法でございますが、7月2日に指名競争入札にて執行し、翌日3日に仮契約を締結してございます。本契約につきましても、議会の議決承認後、締結するものでございます。7番の目的でございますが、配置後19年が経過する性能の低下、また老朽化が著しい車両、こちらでは9番に記載の車両でございますが、こちらの車両を更新いたしまして、消防力の維持向上を目的とするものでございます。8番の補助でございますが、防衛省が行います防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の交付が内定してございまして、その補助額は2,012万8,000円でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。購入予定車両の概要等でございます。こちらの購入車両は2,000リットル水槽付車両でございます。消防用の水の供給施設が不足している地域に対しまして、迅速かつ効果的な防御活動が可能となるものでございます。この写真下の1番、こちらにつきましては車両の諸元を記載しているものでございます。つづきまして、次ページをお願いいたします。4ページになります。こちらの2番につきましては、車両搭載ポンプの能力などを記載させていただいてございます。3番は車両の主な装備などを記載させていただいております。つづきまして、5ページでございます。入札結果でございます。水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、こちらは特殊車両でございまして、販売元が限られていることから、中段

に記載のとおり、7社による指名競争入札を実施したところでございます。1回目の入札では左下に記載の予定価格6,812万7,000円を、入札7社とも超えておりましたので、2回目の入札を実施したところ、落札者が1社決定したものでございます。契約額は税抜で6,817万2,000円、落札率は99.95%でございます。つぎに、資料6別添①をお開き願います。荒川沖消防署配置水槽付ポンプ自動車Ⅱ型購入事務についてということで、事前委員会の時に、篠塚委員より依頼のありました資料でございます。こちらの資料ですが、予算要求時からの動きということで記載させていただきました。市のほうは、予算編成時、予算を要求するに当たって、3社から参考見積りを徴取いたしました。この中で最低価格を予算要求いたしまして、同額の査定を受けたものでございます。その下の購入伺いの起案、その当時、再度、参考見積りを実施した際の3社の金額でございます。最も安い事業者でも230万ほど予算を超過しているところでございますが、仕様などを見直す余地がないということから、予算額を予定価格として入札を実施したものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 購入の予算を編成する経過はよく分かりました。ただ、今物価高騰等があるので、どういう金額になるか分からないと思うんですが、こういう緊急を要する車両とかそういうものに関しては、もう少し余裕を持った予算編成が必要ではないかと思うので、1年でこれだけ費用が変わってしまったんですけども、実際の入札では500万から1,000万近くの差が出ていますので、この辺も考慮して、今後予算を要求して。受けるのは、市長公室ですかね。よくその辺も相談をして、考えていただきたいと思います。入札が決定、応札があったからいいですが、もし、無かった場合のことを考えると、1年以上遅れてしまうと、もし何かあった場合、現場の車両が無いということがあると、大変なことになってしまうと思うので、その辺のこともよく考慮して、予算査定をお願いいたします。

○奥谷委員長 ほか、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第74号財産の取得について、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案どおり決しました。つぎに、議案第77号茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○北島納税課長 納税課です。よろしく願います。茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてでございます。変更の理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、今年度から国税であります森林環境税について、個人住民税均等割と併せて市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約の一部を変更するものでございます。協議の内容でござ

ございます。規約第3条第1号で定めている茨城租税債権管理機構の共同処理する事務について、「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める規約の一部を変更することについて協議をいただくものでございます。協議の理由でございますが、御案内のとおり、茨城租税債権管理機構は、県内全44市町村で組織する一部事務組合でございます。市町村より滞納整理事務の移管を受け、地方税の徴収を行ってございます。この度、地方税に加え国税の徴収が加わることになり、規約を変更するものでございますが、地方自治法第286条1項の規定により、一部事務組合の規約を変更する際には、関係市町村にて協議し、同法第290条の規定に基づき、この協議については、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、当該規約の改正手続きについての協議をいただくものでございます。施行日は、令和7年4月1日です。2ページには規約の新旧対照表と、参考として地方自治法の抜粋を記載させていただきましたので、併せて御覧いただければと思います。説明は以上でございます

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第77号茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案どおり決しました。そのほか、執行部から何かございますでしょうか。

○瀬古澤財政課長 先日の事前総務市民委員会で、古沢委員からいただきました水道事業における地方債の償還方法については、元利均等償還なのかそれとも元金均等償還かというような御質問があったかと思いますが、その場で回答できず大変申し訳ございませんでした。その後、確認しましたところ、古沢委員がおっしゃっていたかと思うのですが、地方債資金のうち、公的資金の一部となっている地方公共団体金融機構におきましては、平成28年1月の借入分から元金均等償還方式を導入しておりまして、主に水道事業では金融機構から資金を調達しているということもありまして、これにより、水道事業の地方債につきましては、平成28年度の借入れから現在の借入れ分まで、元金均等償還で実施しているということで確認をいたしましたので、報告いたします。ちなみに、一般会計等で借入れている地方債に関しましても、同様に、現在は元金均等償還で対応しております。以上でございます。

○奥谷委員長 古沢委員、よろしいですか。

○古沢委員 はい。

○田中課税課長 課税課でございます。同じく先日の事前総務市民委員会のその他の項目で、篠塚議員から都市計画税に関する御質問が3点ほどありまして、本委員会で回答いただきたいという依頼がございましたので、回答いたします。なお、特に資料などは御用意しておりませんので、口頭で回答させていただきます。まず、質問の1点目としましては、都市計画税とはどういうものかという御質問をいただきました。それに対す

る回答としましては、都市計画税は、道路などの交通施設、公園及び下水道等の都市計画施設の整備に関する都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として、土地家屋に対し課税されるものでございます。本市では、市税条例において、市街化区域に所在する土地及び家屋に対し、税率0.3%で課すると定められておりますという回答でございます。つづきまして、質問の2点目としまして、都市計画税の除外区域があれば、除外になっている理由はとの御質問をいただきました。これに対する回答としましては、本市では、市税条例の第133条第1項の規定により、都市計画税は都市計画区域のうち、市街化区域に所在する土地家屋に対して賦課しております。この市税条例の規定から除外されている区域は市街化調整区域で都市計画税の課税対象外となっておりますという回答でございます。つづきまして、質問の3点目、現在除外区域となっている区域、いわゆる市街化調整区域から都市計画税を賦課徴収した場合、どれぐらいの税収が見込めるのかという御質問をいただきました。そちらに対する回答としましては、市内全域の除外区域、調整区域に都市計画税を賦課した場合、約3億4,700万円が見込まれるとの試算をいたしました。以上が、事前の総務市民委員会でいただいた3点の質問に対する回答でございます。

○堀越警防救急課長 警防救急課の堀越です。よろしくお願いたします。前回の事前総務市民委員会におきまして、滝田副委員長から熱中症搬送者の年齢内訳について御質問をいただきましたので、熱中症搬送者の年齢内訳を含めた熱中症搬送者数統計について、御説明させていただきます。資料はその他の熱中症搬送者数統計をお願いいたします。まず、最上段の左側の表の搬送人数につきましては、過去3年で令和5年の搬送人数が最多となり、126名を搬送しております。右側にある表は、熱中症警戒アラートの発令日となり、日数で表記してありますが、発令の回数と読み替えていただきたいと思います。この表からは、年々発令する日が多くなっていることが認められ、令和4年が14回、令和5年が2回増加し、16回、令和6年は9回増加し、25回発令している状況でございます。つづきまして、一つ下の段の表を御覧ください。年齢別の内訳についてですが、令和4年と6年は、高齢者が50%以上を占め、成人が35%程度となっております。令和5年は成人が半数近く占めており、高齢者は40%程度となっております。いずれにしても、年齢が高い方が多く搬送されている状況でございます。つづきまして、一つ下の段の月別の表をお願いいたします。月別の発生状況ですが、5月から発生し始め、6月に少し増え、7月にピークを迎え、8月に少し減少する傾向がございます。つづきまして、さらに一つ下の段の表を御覧ください。男女別の発生内訳ですが、令和4年、5年は僅かに男性が多い程度ですが、令和6年は男性が73%程度占めている状況でございます。つづきまして、さらに一つ下の段の表をお願いいたします。程度別につきましては、軽症者が半数以上占めており、中等症と合わせますと、95%以上となり、重傷は5%以下で、死亡事案はございませんでした。最後に、一番下の段にある発生場所をお願いいたします。発生場所につきましては、令和4年、5年は約70%程度が屋内で発生しまして、令和6年は約55%が屋内で発生している状況でございます。滝田副委員長から御質問をいただいた熱中症搬送者数統計の御説明につき

ましては、以上でございます。

○滝田副委員長 大変丁寧な熱中症のデータ、ありがとうございます。9月なのに暑さが延びている状況なので、今後も警戒しながら、熱中症の周知のほうをどうぞよろしく願います。ありがとうございます。

○奥谷委員長 そのほか、執行部から何かございますか。

○山口市長公室長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から何かございます。

○目黒委員 熱中症の件で、死亡がゼロということなんですけども、搬送されて、その先で死亡されなかったということで、そういう理解でよろしいですか。もしくは、救助に行ったけれども、死亡していたという事例はなかったという捉え方でよろしいでしょうか。

○堀越警防救急課長 このデータにつきましては、初診のデータに基づき作成されたデータになります。この後、死亡した、あるいは、重症になったというような報告のほうは受けていない状況でございます。

○小坂委員 関連してお聞きしたいんですけど、軽症、中等症、重症とあるんですが、重症というのはどんな状態なのか。それと中等症の様子というのを教えていただきたいのと、それから発症場所、屋内屋外ということなんですけれども、この連絡は本人がしているのか、それともほかの方がされているのかなあとその辺ちょっと様子をお聞かせ願ってもいいですかね。

○堀越警防救急課長 屋内外の発生状況でございますが、救急隊が確認した状況でございます。通報につきましては、そこまでデータをとっておりませんので、お答えすることができない状況でございますので、また、改めて回答したいと思います。程度につきましては、中等症が3週間未満の入院が必要なものとなりまして、重症は3週間以上の入院が必要になるものになります。以上でございます。

○柳澤委員 今資料をお配りいただくんですけども、小松の町内を流れています備前川で、アオコが非常に大量発生してしまっていて、その臭いがひどいという話が一昨日小松の住民の方から私のほうに来ました。昨日、状況を見させていただいたんですけども、まず、私が確認したのは、小松の郵便局の裏を備前川が流れていますけれども、そこからセブンイレブンの辺りまで車で走りながら確認させていただいたという感じです。まず、スタートは小松郵便局の裏からだったんですけども、そこに橋があるんですが、その橋の上は当然もう悪臭が漂っている状況で、川の状況はアオコがやはり大量に発生していて、流れもほぼ9割以上停滞しているような状況です。場所によっては、水流が逆流してしまっているような所もあったという感じです。さらに少し下流のほうに行きまして、新開橋という小さな橋があって、その辺りで撮った写真が今皆さんに御覧いただいている写真なんですけども、そこが1番状況としてはひどく、既に油膜とアオコも腐っているような状況、あとはもうところどころやっぱりメタンガスですかね、それがぼこぼこ出ているような状態で、本当に臭いもひどくてですね、ちょうどその橋の目の前にアパートがあって、その住民の方が外に出ておられたんですけども、話を聞きま

したら、もうここしばらくこうなっているんだと、本当に臭くて、本当にどうにかして欲しいというようなお声もいただいています。また、そこから下流のほうに、セブレイブンのほうまで行きますと、流れがまた復活しているんですね。新開橋からセブレイブンの間で、どこかで恐らく流れ込みがあって、その流れのおかげで多少改善はされているのかと思うんですが、河川に生えている草丈が高く、車から走って状況を見ている限りでは、どこから流れが改善されているのか分からなかったもので、そこを確認できなかったんですけども、本当にかかなりひどい状況になっておりまして、新開橋中心に上流、下流、見渡す限りは、今御手元の資料のような状態になっているという感じでした。先日8月30日付で茨城新聞でも霞ヶ浦については状況が取り上げられておりましたが、原因が同様かどうか分かりませんが、備前川のほうの状況について把握されていたかどうかと、対策というのはどうされるのかという点をお伺いさせていただければというふうに思うんですが、お願いできるでしょうか。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。アオコの発生状況について、備前川ということでございましたが、同様に新川、土浦港においても発生しておりますので、併せて発生状況、対応状況等について御説明をいたします。アオコは、例年、特に新川や土浦港で発生しておりまして、出たり消えたりしているところでございますが、今年は11年ぶりに大量発生しております。アオコの発生は、日射時間、日射量、水温、それから動物プランクトン滞留等の要因が揃った場合に、より起こりやすいと考えられておりまして、これらの要因が特に顕著になったことから、大量発生したものと考えられております。対応等につきましては、国、県、市が連携するとともに、役割分担、この場所は国、この場所は県というふうに役割分担をして対応しております。まず、新川につきましては、8月に入り、大量発生し、悪臭等の苦情が寄せられたことから、主に県におきまして、フェンスの設置、それからフェンスに溜まったごみの回収、桜川からの送水、船のスクリーによるアオコの攪拌を行っております。土浦港につきましては、8月に入り、こちらも大量に発生したことから、主に国におきまして、霞ヶ浦湖内の水の送水、また、今週に入りまして、さらに状況がひどくなったことから、アオコそのものの回収も行っております。今お話があった備前川につきましては、こちらは今月に入り、大量発生しまして、悪臭等の苦情が寄せられたことから、桜川からの送水を開始したほか、市におきまして、昨日から、船のスクリーによるアオコの攪拌作業を行っております。8月から昨日まで市のほうに入った苦情の件数は75件ほどでございますが、アオコが発生した理由、自然現象であることや、現在行っている対応について説明をし、納得をいただいている状況でございます。以上でございます。

○柳澤委員 御対応ありがとうございます。状況についても確認できました。ですが、私が確認した昨日の時点でやはりまだその状況の改善が見られていないというか、徐々に改善されてきて今の状況なのかもしれませんが、まだまだ臭いなどで困っている方々もいらっしゃると思いますので、可及的速やかに御対応を続けていただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○日高環境保全課長 昨日から船のスクリーによるアオコの攪拌作業を行っておりま

して、この作業を行うとアオコが下に沈みますので、臭い等も大分収まっているような状況でございます。引き続き、継続して作業を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 なかなか、土浦市だけでは難しい問題もあると思いますので、県、国としっかり連携して対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかにごございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。